

白翼騎士団 SNS 利用規則

第 1 章 基本要項

第 1 条（煽り行為）

無意味に他人を煽らないこと。

煽りを受けた場合は白翼騎士団本部に連絡し、戦術任務特例に則り反撃等を許可する。

第 2 条（名誉毀損等）

不用意に他人を馬鹿にする発言、他人の嫌がる呼名方法はしない。

刑法 230 条に抵触する恐れがあるので絶対にやらないこと。

第 3 条（アカウントの削除）

一般職者は、幹部団員に申告のもと、原則自由に削除ができる。

また、幹部団員は団体運営の第一線を担うため、団の定める手続きを行う。手続きの内容については機密情報のため公開はしない。

第 4 条（機密情報）

当団体も、一つの団体であるが故に一定の機密情報を保持する。

この機密情報を団外へ漏洩させた者は団内規約第 6 条及び第 7 条に則り、更迭若しくは除名処分とする。

第 2 章 補則

第 5 条（利用規則）

この利用規則は、団員の SNS 利用に関する基本的事項を定めるもので、この利用規則に反する規約若しくは規則を新規に制定することはできません。

第 6 条（改正）

この利用規則を改正するときは、総幹部職者の 3 分の 2 以上の賛成を経て、代表がこれを交付します。

附則

第 1 条（施行決議）

この利用規約の最初の施行は、平成 28 年 1 2 月 2 0 日付で幹部議会の決定に基づき代表がこれを行います。

第 2 条（施行期日）

この利用規約の最初の施行は、平成 28 年 1 2 月 2 0 日から施行します。